

○国立大学法人埼玉大学教養学部教授会規程

改正 平成28. 9. 29 28規則9 平成27年 3 月20日
規則 第 1 1 9 号 令和 6. 2. 15 5規則48

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人埼玉大学学則第25条第 2 項の規定に基づく教養学部教授会に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(構成)

第 2 条 教養学部教授会は、次に掲げる教員をもって組織する。

(1) 教養学部長

(2) 教養学部の教育担当を命ぜられた教授、准教授、講師及び助教

2 前項の規定にかかわらず、教養学部教授会は、同項第 2 号以外の本学専任の教員のうち、教養学部の教育を担当する教授、准教授、講師及び助教を加えて組織することができる。この場合、その都度、理由を付して教育研究評議会に報告するものとする。

3 教養学部教授会は、その定めるところにより、教養学部教授会構成員のうち一部の者をもって構成される代議員会を置くことができる。この場合、教養学部教授会の定めるところにより、代議員会の議決をもって、教養学部教授会の議決とすることができる。ただし、教養学部教授会が定める代議員会の審議事項については、教育研究評議会に報告し、学長の下承を得るものとする。

(審議事項等)

第 3 条 教養学部教授会は、学長が次に掲げる教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、学長が定める教育研究に関する重要な事項

2 教養学部教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び教養学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(会議)

第 4 条 教養学部教授会に議長を置き、教養学部長をもって充てる。ただし、教養学部長に事故あるときは、教養学部長があらかじめ指名した教授がこれに代わる。

2 議長は、教養学部教授会を主宰する。

3 議長が必要と認めたとき又は教養学部教授会構成員の 3 分の 1 以上の請求があったときは、議長は臨時に教養学部教授会を招集する。

- 4 教養学部教授会は、教養学部教授会構成員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。ただし、外国出張、研修旅行、長期療養等により出席できない旨をあらかじめ教養学部長に届け出た者は、教養学部教授会の議を経て、教養学部教授会構成員の数に参入しないものとする。
- 5 議事は、出席した教養学部教授会構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 教養学部教授会は、教養学部教授会構成員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第5条 教養学部教授会の事務は、学務部大学院人文社会科学研究科支援室において処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の適用日前に、埼玉大学教授会規則による教養学部教授会の議決事項は、この規程中の相当する規定により教養学部教授会が行った議決事項とみなす。

附 則 (平成28. 9. 29 28規則9)

この規程は、平成28年9月29日から施行し、平成28年9月15日から適用する。

附 則 (令和6. 2. 15 5規則48)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。